

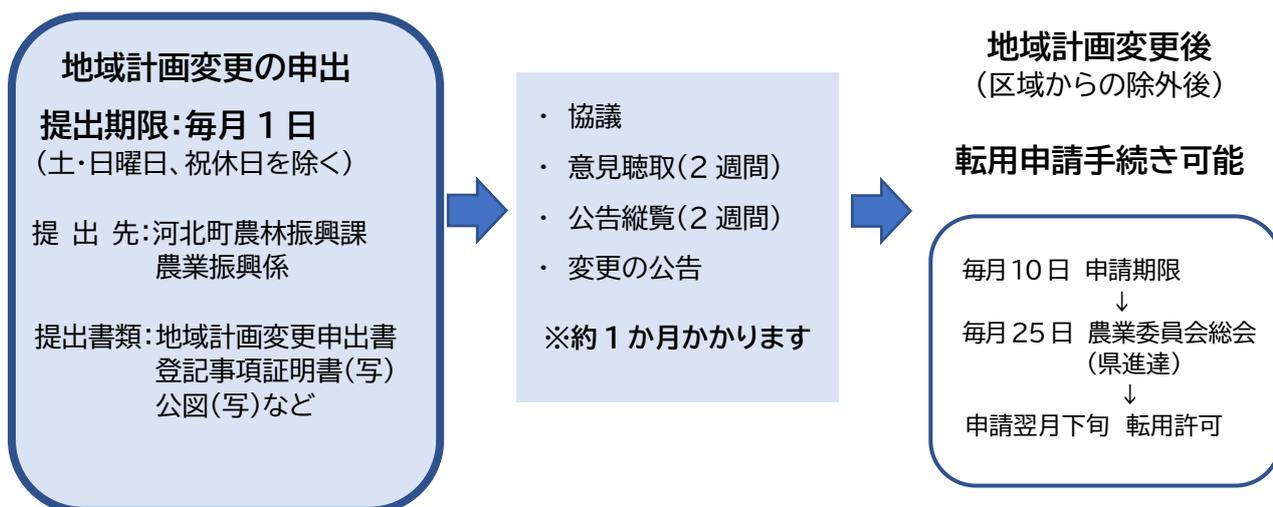
農地を転用するには事前に地域計画の変更が必要になります

河北町では、令和7年3月末までに地域計画を策定します。

地域計画の策定に伴い、「農業振興地域の農用地区域からの除外」や「農地転用」をする際の要件に、「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」が追加されました。そのため、農地転用の許可申請をする時点で、地域計画から除外されていることが必要となります。(河北町では農地台帳上のすべての農地が計画区域内の農地です。)

地域計画の変更にあたっては、申出から公告まで1か月ほどかかるため、農地転用の手続きは許可までの期間が延長となりますのでご注意ください。

(令和7年4月1日～ 農地転用許可までのスケジュール)



(例) 5月1日までに変更申出 ⇒ (6月10日頃公告)除外決定 ⇒ 6月転用申請(10日締切) ⇒ 7月下旬 転用許可

※ 農振除外についても、地域計画からの除外後に申請受付となります。

手続きの相談・問い合わせ先

<農地転用> 河北町農業委員会事務局 電話番号：0237-73-5161

<地域計画・農振除外> 河北町農林振興課 農業振興係 電話番号：0237-73-2112